

東京都交通局光ファイバーケーブル施設敷設等取扱要綱

制 定	平成11年5月31日11交総第365号
一部改正	平成13年10月1日13交総第1259号
一部改正	平成15年3月31日14交総第2254号
一部改正	平成16年3月31日15交総第2176号
一部改正	平成18年3月31日17交資第1863号
最終改正	平成26年4月1日26交資第1281号

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、東京都交通局（以下「当局」という。）における関連事業の一環として、当局が所管する地下鉄ずい道及び連絡通路等の地下鉄駅施設の構築物（以下「トンネル等」という。）に、電気通信事業者、有線テレビジョン放送施設者又はこれらに準ずる者で東京都交通局長（以下「局長」という。）が特にやむを得ないと認める者（以下「電気通信事業者等」という。）が光ファイバーケーブル施設を敷設することに関しその使用を許可すること、及び当局所管の光ファイバーケーブル施設を電気通信事業者等に貸し付けることに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 電気通信事業者 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第9条第1項の許可を受けた者をいう。
- (2) 有線テレビジョン放送施設者 有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第2条第3項に定める有線テレビジョン放送施設者をいう。
- (3) 光ファイバーケーブル施設 光ファイバーケーブル並びにクロージャ及び接続箱をいう。

(使用許可等の対象者)

第3条 東京都交通局公有財産規程（昭和39年交通局規程第17号。以下「規程」という。）及びこの要綱に基づく使用許可により、当局所管のトンネル等に光ファイバーケーブル施設を敷設することができる者は、電気通信事業者、有線テレビジョン放送施設者及びこれらに準ずる者で局長が特にやむを得ないと認める者とする。

2 当局所管の光ファイバーケーブル施設は、これを電気通信事業者、有線テレビジョン放送施設者及びこれらに準ずる者で局長が特にやむを得ないと認める者に貸し付けることができる。

第2章 使用許可

(先願主義)

第4条 複数の電気通信事業者等に対し同一のトンネル等の使用を許可すべき場合においては、先に申請したもののから受け付け、これを処理するものとする。

(使用許可の申請)

第5条 電気通信事業者等が当局所管のトンネル等を使用しようとする場合は、規程第10条第1項に基づく行政財産使用許可申請書を提出させなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図面等を添付させるものとする。

- (1) 使用の場所及びその付近を表示した図面
- (2) 使用位置の図面及び設置形態に関する図面並びに仕様書
- (3) 設置する光ファイバーケーブル施設に関する仕様書及び図面
- (4) 設置工事の仕様書、工程表及び図面
- (5) 維持管理に関する書類
- (6) その他局長が必要と認める書類及び図面

3 電気通信事業者等で使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、使用期間満了後も引き続きトンネル等の使用を希望する場合は、更新に係る使用許可の申請書を当該使用許可期間満了の60日前までに提出するよう指示するものとする。

(使用期間)

第6条 使用許可の期間は、規程第9条ただし書に基づき5年以内とする。

(使用料の額)

第7条 トンネル等の使用料（以下「使用料」という。）の額は、規程第9条の2第3項に基づき、別表1に定める使用料の単価に、その使用許可に係る数量（単位m）及び使用期間を乗じて算出した額に、消費税相当額を加算した額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

2 既に2社の第1種電気通信事業者等が、同一のトンネル等の使用の許可を受けている場合で、3社目以降に同一のトンネル等の使用を許可するときの使用料は、規程第9条の2第3項に基づき、別表2に定める使用料の単価に、その使用許可に係る数量（単位m）及び使用期間を乗じて算出した額に、消費税相当額を加算した額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

3 前項の場合においては、光ファイバーケーブル施設敷設のために必要となるラック等の建設費の負担として、同表に定める負担金の単価に、その使用許可に係る数量（単位m）を乗じて算出した額を、負担金として使用料に含め、納めさせるものとする。

4 使用許可の後、工事期間がある場合の使用料の額は、規程第9条の5第7号に基づき、別表3に掲げるところにより算出した額とする。

(特記事項)

第8条 この使用許可に係る使用許可書には、次に掲げる使用上の制限等を特記するものとする。

(1) 維持管理等

ア 使用者が光ファイバーケーブル施設を維持管理するためトンネル等に立ち入る場合には、あらかじめ当局職員の指示を受けなければならないこと。

イ 使用者が光ファイバーケーブル施設を修繕若しくは更新するため、又は当局がトンネル等の改良工事等をするため、当該施設の支障移転等を行う必要が生じたときは、その時期及び方法について使用者と当局があらかじめ協議するものとする。

ウ 前号の支障移転等の費用は、使用者が負担しなければならないこと。

(2) 事故発生時の処理

ア 事故等によりトンネル等及び光ファイバーケーブル施設の復旧を要する事態が生じた場合には、トンネル等の復旧を優先することに協力しなければならないこと。

イ その他事故等の場合の連絡方法等については、使用者が、あらかじめ当局と協議の上届け出なければならないこと。

(3) 損害賠償

使用者が電気通信の停止に伴い発生する取引上の損害、その他電気通信の内容に係る損害については、当局に一切の補償を請求することができないこと。

第3章 貸付け

(貸付契約等)

第9条 貸付契約は、電気通信事業者における電気通信回線設備の性格等にかんがみ、次に掲げる内容を含んだものとする。

(1) 当局は契約期間中、当局の一方的な都合により解約を行わないこと。

(2) 契約期間中の貸付料の額は一定とし、契約期間中に増額する場合には、あらかじめ合理的な基準を定めること。

(3) 当局は、貸付けに係るケーブル等に第三者の担保を設定しないこと。

2 ケーブル相互間を接続する必要がある場合のクロージャ及び地上への引出しに使用する接続箱並びに引出用ケーブルは、原則として借り主である電気通信事業者等（以下「借り主」という。）がその負担において設置する。なお、当局がこれを設置する場合は、電気通信事業者等がその費用を負担するものとする。

3 当局は、借り主が100芯以上を借り受けようとする場合においては、これをまとめて1本の単位で貸し付けることができる。

(貸付期間)

第10条 貸付期間は10年以下とする。

(貸付料の額)

第11条 貸付契約に係る貸付料の額は、別表4に定める貸付料の合計単価に貸付数量（単位m）及び期間を乗じて算出した額に、消費税相当額を加算した額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

2 第9条第2項において当局が設置するクロージャ及び地上への引出しに使用する接続箱並びに引出用ケーブルの貸付料については、前項の貸付料に含めて処理することができる。

3 第9条第3項の場合の貸付料の額は、第1項及び前項の規定にかかわらず、別表5に定める単価を限度とし、これに貸付数量（単位m）及び期間を乗じて算出した額に、消費税相当額を加算した額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

4 前項の場合においては、第1項に相当する額を権利金として納めさせるものとする。

（契約条項等）

第12条 貸付契約に係る契約書には、次に掲げる使用上の制限等を記載するものとする。

（1）維持管理等

ア 当局所管の光ファイバーケーブル施設は当局が、その責任において維持管理すること。

イ 当局がトンネル等の改良工事をする等のため、本号アのケーブル又はクロージャ等の支障移転等を行う必要が生じたときは、その時期及び方法について借り主と当局があらかじめ協議すること。

ウ 前号の支障移転等の費用は、原則として当局が負担すること。

（2）事故発生時の処理

契約期間中に事故等が発生した場合は、第8条第2号の規定を準用すること。

（3）保証金

この貸付に当たっては、保証金を納めさせるものとし、これを契約に定めること。

（4）損害賠償

借り主が電気通信の停止に伴い発生する取引上の損害、その他電気通信の内容に係る損害は、借り主の負担すること。

（処理権者）

第13条 この要綱に定める事項は、資産運用部長が処理する。

（補則）

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、資産運用部長が定める。

附 則(平成11年5月31日11交総第365号)

この要綱は、平成11年5月31日から施行する。

附 則(平成12年3月1日11交総第2082号)

この要綱は、平成12年3月1日から施行する。

附 則（平成13年10月1日13交総第1259号）

この要綱は、平成13年10月1日から施行する。

附 則（平成15年3月31日14交総第2254号）

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月31日15交総第2176号）

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日17交資第1863号）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日26交資第1281号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表1（第7条第1項関係）

種 別	設置物件	単 位	使用料の単価
第7条第1項の使用料	都営浅草線、三田線、新宿線	光ファイバーケーブル施設	光ファイバーケーブル施設が設置されるトンネル等の長さ1mにつき1年
	都営大江戸線	同上	同上

別表2（第7条第2項及び3項関係）

種 別	設置物件	単 位	設置芯数	使用料の単価	負担金の単価
第7条第2項の使用料	都営浅草線、三田線、新宿線、大江戸線	光ファイバーケーブル施設が設置されるトンネル等の長さ1mにつき1年	1芯以上 600芯以下	3,200	10,000
			601芯以上 1000芯以下	4,000	

別表3（第7条第4項関係）

種 別	工事期間	使用料の割合	使用料
第7条第4項の使用料	1月以下の期間	第7条第1項又は第2項の使用料の額の3分の1	左の工事期間の区分に応じて、それぞれその期間に左の使用料の割合を乗じて得た金額を合計した額
	1月を超え3月以下の期間	第7条第1項又は第2項の使用料の額の4分の1	
	3月を超える期間	第7条第1項又は第2項の使用料の額の10分の1	

別表4（第11条第1項関係）

種 別	単 位	1芯の単価	貸付料の合計単価
第11条第1項の貸付料	都営浅草線、三田線、新宿線、大江戸線 1mにつき1年	100	左の貸付芯数の区分に応じて、その貸付芯数に左の1芯の単価を乗じて得た金額を合計した額

別表5（第11条第3項及び第4項関係）

種 別	単 位	貸付芯数	1本の単価	権利金
第11条第3項の貸付料	都営浅草線、三田線、新宿線、大江戸線 1 mにつき1年	100芯以上をまとめた1本単位	4,000	第11条第1項の貸付料相当額

備考

- 1 金額の単位は円とする。
- 2 使用物件若しくは貸付物件の長さが1 m未満であるとき、又はこれらの長さに1 m未満の端数があるときは、1 mとして計算するものとする。
- 3 使用又は貸付の期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算し、1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。